

○赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

平成31年3月19日

条例第5号

改正 令和4年6月29日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、市内における太陽光発電設備の設置及び管理に関し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に配慮した適正な方法によるものとするために必要な事項を定めることにより、市民の安全及び安心並びに地域社会との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項の再生可能エネルギー発電設備であって、同条第3項第1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。
- (2) 事業者 太陽光発電設備を設置する事業（当該事業を実施するために必要な森林の伐採、土地の造成等を含む。以下「設置事業」という。）を行う者であって、設置事業の権利を有するものをいう。
- (3) 事業区域 設置事業を行う一団の土地又は水面（継続的又は一体的に設置事業を行う土地又は水面を含む。）をいう。
- (4) 地区 事業区域の一部若しくは全部を含む区又は町内会（その区域と事業区域が隣接するものを含む。）をいう。
- (5) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル未満の距離にある土地又は建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の所有者及び居住者並びに事業区域が水面である場合の水利権者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努め、そのために必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、設置事業を実施するとき又は設置事業の実施により設置した太陽光発電設備を用い発電する事業（以下「発電事業」という。）を実施するときは、この条例及び関係法令を遵守し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に十分配慮するとともに、地区及び近隣関係者との良好な関係の保持に努めなければならない。

2 事業者は、その事業に必要な公共施設及び公共的施設を自らの負担と責任において整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、太陽光発電設備及び事業区域の万全な管理を行うよう努めなければならない。
(市民の協力)

第5条 市民は、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。
(適用範囲)

第6条 この条例の規定は、発電出力20キロワット以上の太陽光発電設備（実質的に同一の事業主が実質的に同一と認められる場所で、複数の太陽光発電設備を設置する事業等であって、当該総発電出力が20キロワット以上となるもの又は既に完了している事業等若しくは施工中の事業等の太陽光発電設備の変更等を行う事業等であって、当該変更後の発電出力が20キロワット以上となるものを含む。次項において同様とする。）に適用する。ただし、当該太陽光発電設備を建築物に設置するときを除く。

2 前項の規定にかかわらず、第8条から第12条まで、第14条第2項及び第17条第2項第1号から第3号までの規定は、発電出力50キロワット以上の太陽光発電設備に限り適用する。ただし、当該太陽光発電設備を建築物に設置するときを除く。
(抑制区域)

第7条 市長は、次に掲げる事由により、太陽光発電設備の設置を抑制すべきと判断した区域（次項において「抑制区域」という。）において設置事業を行わないよう事業者に協力を求める。

- (1) 法令等により、自然環境の保全区域として指定されていること。
- (2) 自然災害の発生が危惧されること。
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有していること。
- (4) 良好な住環境を保全する必要があること。

2 抑制区域は、規則で定める。
(設置事業の周知等)

第8条 事業者は、設置事業を実施する前に地区及び近隣関係者に対して設置事業の内容、工事の施工方法及び安全対策並びに発電事業を終了した後の対応その他周知すべき事項（次項においてこれらを「周知事項」という。）について説明を行い、十分な理解を得るように努めなければならない。

2 事業者は、地区から周知事項について説明を求められたときは、説明会を開催するものとする。

3 事業者は、設置事業に着手しようとする日の60日前から当該設置事業が完了する日まで、当該設置事業の内容を記載した看板を事業区域内に設置するものとする。
(協議等)

第9条 事業者は、設置事業に着手しようとする日の60日前までに次に掲げる事項を記載した書面を提出した上で、市長と協議をしなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。第18条第1項において同じ。）

(2) 事業区域の所在地及び面積

(3) 設置事業の着手日及び完了を予定する日

(4) 設置しようとする太陽光発電設備の出力

(5) 設置しようとする太陽光発電設備の運転を開始する予定の日

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法令等による許可又は認可を受けている場合は、その内容を証明する書類の写し

(2) 地区及び近隣関係者に対し設置事業の内容等の説明を行った旨の報告書

(3) 設置事業の計画に係る書類

(4) 設置事業が環境調査対象事業（環境影響の程度が相当程度となるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。）である場合には、環境影響に関する調査を行った旨の報告書

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の協議を終了したときは、事業者に当該協議を終了した旨の通知をするものとする。この場合において、市長は、必要に応じて通知に意見を付すことができる。

（協議内容の変更）

第10条 事業者は、前条第1項の協議を行った内容を変更しようとするときは、書面により市長と改めて協議をしなければならない。ただし、変更しようとする内容が規則に定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 事業者は、前項本文の協議を行う前に地区及び近隣関係者に対して、変更しようとする内容等の説明を行わなければならない。

3 前条第3項の規定は、第1項本文の協議を終了した場合について準用する。この場合において、前条第3項中「第1項」とあるのは、「第10条第1項」と読み替えるものとする。

（工事の着手等の届出）

第11条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 工事の着手前に設置事業を取りやめるとき。

(2) 工事に着手するとき。

(3) 工事の中止をするとき。

(4) 中止していた工事を再開するとき。

(5) 工事が完了したとき。

(6) 工事を取りやめ、原状に回復したとき。

(工事完了等の確認)

第12条 市長は、前条第5号の規定による工事を完了した旨の届出又は同条第6号の規定による原状に回復した旨の届出を受けたときは、現地確認を行うものとする。

2 市長は、前項の現地確認を行うときは、必要と認める者を立ち合わせることができる。

(管理者等に関する情報の掲示)

第13条 事業者は、設置事業を完了したときは、設置した太陽光発電設備の管理者等に関する情報を、次条の規定により原状に回復するまでの間、当該情報を事業区域内の見やすい場所に掲示するものとする。

(発電事業終了後の適正な措置等)

第14条 事業者は、発電事業の終了後、事業区域を原状に回復するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令に基づき、太陽光発電設備を適正に処分しなければならない。

2 事業者は、前項に定める措置を講じた後、速やかに市長に届け出なければならない。

(緊急時の措置等)

第15条 事業者は、発電事業により第三者へ被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市及び当該第三者へ速やかにその旨を連絡するとともに、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じなければならない。

2 事業者は、発電事業により第三者へ被害が発生した場合には、適切かつ誠実な対応を行わなければならない。

(報告及び立入調査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員を事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により事業区域に立ち入り、調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導、助言又は勧告)

第17条 市長は、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言（以下この条において「指導等」という。）を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(1) 第9条第1項若しくは第10条第1項の協議をせず、又は虚偽の事実を述べて協議をしたとき。

(2) 第9条第3項の通知を受ける前に設置事業に着手したとき。

(3) 第11条又は第14条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による事業区域への立入り若しくは必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5) 指導等に正当な理由なく従わなかったとき。

3 事業者は、指導等を受けた場合は、当該指導等により講じた措置の内容を記録し、速やかに市長に報告しなければならない。

(公表)

第18条 市長は、前条第2項の勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者はその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定により公表した内容につき、国又は地方公共団体へ報告することができる。

(審議会)

第19条 この条例の目的を推進するため、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条から第13条まで及び第17条第2項第1号から第3号までの規定は、この条例の施行の日前に着手する設置事業については、適用しない。

3 第6条第1項括弧書の適用に当たっては、施行日前に着手された設置事業の規模も合算する。

附 則 (令和4年6月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。